

東京労働局発表平成23年5月13日

昭 東京労働局職業安定部職業対策課

課 長 藤村 静男

課長補佐 松井 勝地方障害者雇用担当官 佐藤 朋子

地方障害者雇用担当官 前田 修

電 話 03-3512-1664(ダイヤルイン)

FAX 03-3512-1566

障害者の雇用状況に改善が見られない3社(うち再公表1社)を公表します ~障害者の雇用の促進等に関する法律第47条に基づき実施~

会

先

東京労働局(局長 山田 亮)は13日、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)第47条に基づき、障害者の雇用状況に改善が見られない3社について、次の通り企業名を公表(うち1社は再公表)します。

1 平成21年3月に企業名を公表した企業で、改善が見られず、今回、再公表となった企業:

キャリアビジネス株式会社

(本社:東京都新宿区、代表者 横山 誠、労働者派遣業)

2 平成 22 年度特別指導対象企業のうち、改善が見られず企業名を公表することになった 企業:

株式会社キャメル珈琲

(本社:東京都世田谷区、代表者 尾田 信夫、卸売業・小売業)

株式会社ソリトンシステムズ

(本社:東京都新宿区、代表者 鎌田 信夫、情報通信業)

キャリアビジネス株式会社について

1 企業概要

○ **企業名** キャリアビジネス株式会社

○ **所 在 地** 東京都新宿区西新宿 1 - 2 5 - 1 新宿センタービル

〇 代表者名 横山 誠

○ 事業内容 労働者派遣業

2 指導経過

[平成21年3月公表までの経緯]

平成16年12月21日 法第46条第1項に基づき、新宿公共職業安定所長か

ら障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成17年1月1日~ 雇入れ計画の実施(計画期間 3年間)

平成18年12月7日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成19年12月31日 雇入れ計画の期間満了

平成20年4月~ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始

(~平成20年12月)

平成20年12月16日 本省において直接指導を実施

平成21年3月27日 企業名の公表

平成21年4月21日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

[再公表までの経緯]

平成19年12月11日 雇入れ計画作成命令を再度発出

雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成20年1月1日~ 2回目の雇入れ計画の実施(計画期間 3年間)

平成22年12月2日 本省において直接指導を実施

平成22年12月31日 2回目の雇入れ計画の期間満了

以上のような一連の指導の下で、企業側において障害者向けの求人が出されるなど、一定の雇用努力は行われたものの、結果として法定雇用数を満たすことができず、平成22年12月31日現在の実雇用率が0.69%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H16. 6. 1	1,336人	3人	0.22%	21人
H17. 6. 1	1,341	2	0.15	2 2
H18. 6. 1	2,100	4	0.19	3 3
H19. 6. 1	2,056	4	0.19	3 3
H20. 6. 1	1,560	5	5 0.32	2 3
H21. 6. 1	1,601	5	0.31	2 3
H22. 6. 1	1,544	3	0.19	2 4
H22. 12. 31	1,514	10.5	0.69	16.5

⁽注) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

株式会社キャメル珈琲について

1 企業概要

○ 企業名 株式会社キャメル珈琲

○ 所 在 地 東京都世田谷区代田 2 - 3 1 - 8

〇 代表者名 尾田 信夫

〇 事業内容 卸売業・小売業(食料品販売)

2 指導経過

平成18年12月13日 法第46条第1項に基づき、渋谷公共職業安定所長か

ら障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成19年1月1日~ 雇入れ計画の実施(計画期間 3年間)

平成20年12月12日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成21年12月31日 雇入れ計画の期間満了

平成22年4月~ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始

(~平成22年12月)

平成22年12月2日 本省において直接指導を実施

(これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を

実施)

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者の若干数の採用が行われたものの障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇用が進まず、平成23年1月1日現在の実雇用率が0.13%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H18. 6. 1	459人	1人	0.22%	7人
H19. 6. 1	6 1 0	1	0.16	9
H20. 6. 1	806	2	0.25	1 2
H21. 6. 1	997	5	0.50	1 2
H22. 6. 1	1,277	6	0.47	1 6
H23. 1. 1	2,273	3	0.13	3 7

(注1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

(注2) 平成23年1月1日以降の取り組みにより、4月27日現在、障害者の数は13 人となっているが、実雇用率0.58%、不足数27人であり、依然として未達 成である。

株式会社ソリトンシステムズについて

1 企業概要

O 企業名 株式会社ソリトンシステムズ

○ 所 在 地 東京都新宿区新宿 2 - 4 - 3

〇 代表者名 鎌田 信夫

○ 事業内容 情報通信業(情報サービス業)

2 指導経過

平成18年12月4日 法第46条第1項に基づき、新宿公共職業安定所長か

ら障害者雇入れ計画作成命令を発出

平成19年1月1日~ 雇入れ計画の実施(計画期間 3年間)

平成20年12月8日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出

平成21年12月31日 雇入れ計画の期間満了

平成22年4月~ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始

(~平成22年12月)

平成22年12月2日 本省において直接指導を実施

(これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を

実施)

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者の若干数の採用が行われたものの、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇用が進まず、平成23年1月1日現在の実雇用率が0.23%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

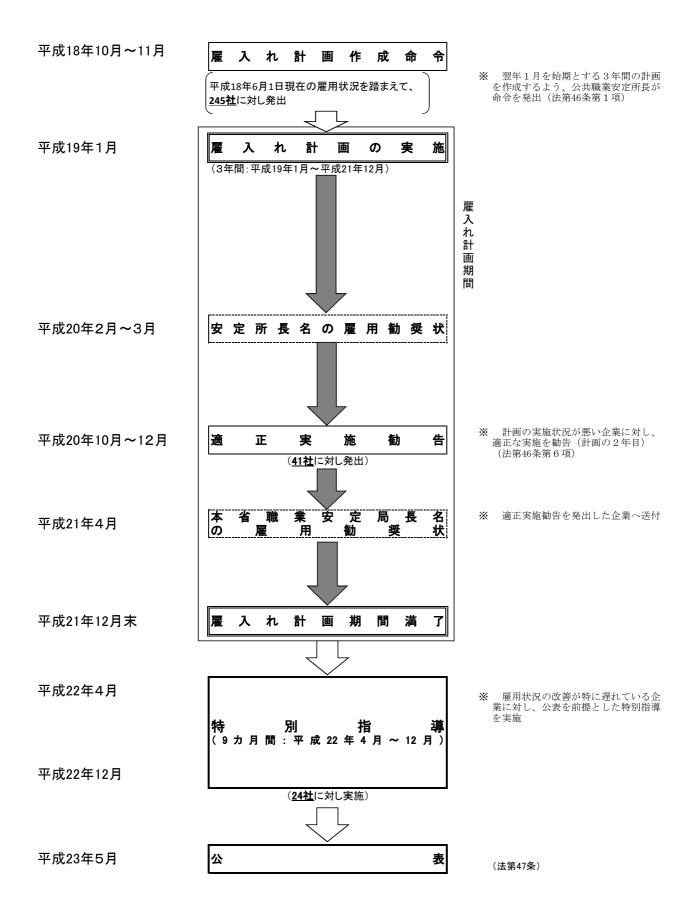
	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H18. 6. 1	390人	0人	0.00%	7人
H19. 6. 1	4 0 4	1	0.25	6
H20. 6. 1	4 3 0	0	0.00	7
H21. 6. 1	4 3 6	1	0.23	6
H22. 6. 1	4 4 9	1	0.22	7
H23. 1. 1	4 4 3	1	0.23	6

(注1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

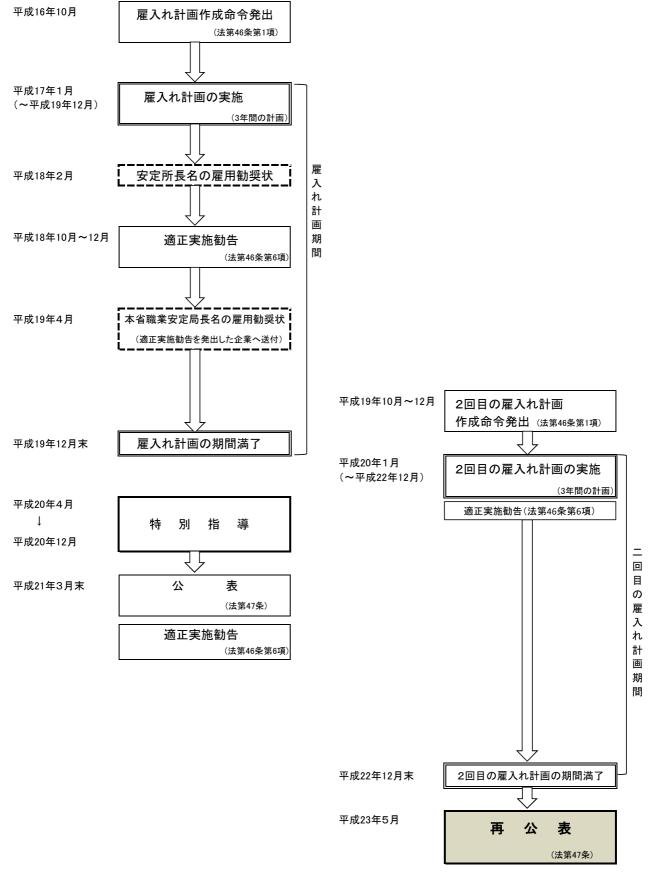
(注2) 平成23年4月1日現在、障害者の数は1人、実雇用率0.22%、不足数7 人であり、依然として未達成である。

今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図

(平成22年度公表を前提とした特別指導実施企業)



今回の再公表企業にかかる雇用率達成指導の流れ図



公表(再公表)対象企業に対して平成22年度に実施した指導及び 平成22年度における公表を前提とした特別指導の概要

(1) 対象企業

下記①及び②に該当する合計26社

- ① 平成21年3月27日に企業名公表した2社
- ② 平成22年度の公表を前提とした特別指導の対象である24社

(2) 対象企業の代表者に対する指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業の代表者に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう再度の指導をきめ細かく実施しました。これと併せて、必要に応じて労働局幹部による指導等を行いました。加えて、取組が遅れている対象企業に対しては、厚生労働省に来省を求めて指導を行い、これを踏まえて、労働局及び公共職業安定所においても引き続きの指導を行いました。

(3) 指導事項

- ① 平成21年3月27日に企業名公表した企業(2社)に対する指導 2回目の雇入れ計画終期(平成22年12月31日現在)において、少なく とも平成21年の全国平均実雇用率(1.63%)を上回るよう指導を行いま した。また、この指導基準を満たしていない企業を再公表することとし ました。
- ② 平成22年度の公表を前提とした特別指導対象企業(24社)に対する指導特別指導終了後(平成23年1月1日現在)において、少なくとも平成21年の全国平均実雇用率(1.63%)を上回るよう指導を行いました。この指導の結果を踏まえ、下記A・Bのいずれにも該当せず、最終的に行政指導の効果が見込まれないと判断された場合に、公表を実施することとしました。
 - A 平成21年の全国平均実雇用率(1.63%)を満たしたこと。
 - B 下記イ~ハのいずれかに該当すること。
 - イ 障害者雇用に関する次の a \sim e の取組をすべて実施し、その結果、一定の実雇用率 (1.2%) を上回ること。
 - a 障害者の採用及び職場定着のための社内検討体制を整備し、 その検討を行い、職務再設計等障害者雇用率を達成するための 結論が出ていること。
 - b 特別枠の設定による障害者の常時受入れ体制を整備し、具体 的な求人活動が行われていること。

- c 障害者雇用についての理解を促進するための社内研修の充実 が図られていること。
- d 障害者雇用のための施設設備の改善等が行われていること。
- e 法定雇用率を平成23年1月1日から3年以内に達成する雇入 れ計画を作成していること。
- ロ 特例子会社の設立を、平成23年1月1日から1年以内に実現するための具体的な取組を行うこと。
- ハ 直近の障害者の雇用の取組の状況から、速やかに行政指導の効果が期待でき、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上となると 判断できるものであること。

(4) 指導の結果

- ① 平成21年3月27日に企業名公表した企業(2社)に対する指導の結果、1 社については実雇用率の改善が認められましたが、残りの1社については改善が認められなかったため、法第47条の規定に基づき再公表することとしました。
- ② 平成22年度の公表を前提とした特別指導対象企業(24社)に対する指導の結果(11ページ表2参照)については、対象企業24社のうち22社については改善が認められました。

特別指導期間終了後の平成23年1月1日現在において、上記(3)②のA及びBの基準を満たさなかった2社については、法第47条の規定に基づき公表することとしました。

(5) 今後の指導

公表企業(再公表企業含む)に対しては、今後も引き続き、雇用率達成に向けた指導を実施します。

また、全国平均実雇用率を上回ったものの雇用義務を達成するまでには至っていない企業についても、雇用義務を早急に達成するよう、引き続き指導を実施します。

1. 平成21年3月公表企業に対する指導の状況

(表1) 対象企業の状況

2(1)	71 3X ± 2K 12 W V V U	
規	1,000人以上規模企業	2社
模 別	1,000人未満規模企業	0社
産	卸売業、小売業	1社
業別	サービス業(他に分類されないもの)	1社
合計		2社

(表2) 指導の結果

<u> </u>	
雇用義務を達成した企業	1社
全国平均実雇用率(1.63%)を上回った企業	0社
公表に至った企業	1社
合 計	2社

(注)上表の結果については、平成22年12月31日以降も未達成企業に対する指導を行ったことによる直近の状況による。

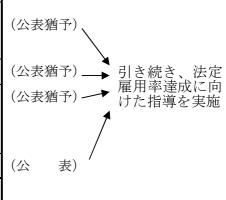
2. 公表を前提とした特別指導の状況

(表1) 対象企業の状況

規模	1,000人以上規模企業	10 社
別	1,000人未満規模企業	14 社
	製造業	2社
	情報通信業	5社
産	卸売業、小売業	9社
業	学術研究、専門・技術サービス業	3社
別	宿泊業、飲食サービス業	1社
	教育、学習支援	1社
	サービス業(他に分類されないもの)	3社
	合計	24 社

(表2) 特別指導の結果

雇用義務を達成した企業	19 社	
全国平均実雇用率(1.63%)を上回った企業	3社	
雇用改善のための所定の取組を実施し、かつ、一定の雇用率(1.2%)を上回った企業 ^(注2)	0社	(公表猶予)
特例子会社の設立を行った企業	0社	(公表猶予)
速やかに行政指導の効果が期待でき、か	0 41	(公表猶予)
つ、実雇用率が全国平均実雇用率以上とな	0社	
ると判断できるもの		
公表に至った企業	2社	(公表)
合 計	24 社	



- (注1)上表の結果については、平成23年1月1日以降も未達成企業に対する指導を 行ったことによる直近の状況による。
- (注2)「所定の取組」とは、以下のものをいう(8ページ参照)。
 - a 社内検討体制の整備と職務再設計等
 - b 具体的な求人活動
 - c 社内研修の実施
 - d 施設設備の改善等
 - e 法定雇用率を達成する雇入れ計画の作成

(参考)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。)を除く。以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

$2 \sim 5$ (略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

$2 \sim 4$ (略)

- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した 事業主に対してその変更を勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、 その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条 第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。